



Q113. 生活介護というのは？



A. 日中生活を中心とした活動の支援や介護を提供してくれるの。

生活介護は、[障害者総合支援法](#)を根拠にしているサービスですね。

主に日中の生活面での改善を目的としていて、利用する人が日中を過ごす場所、として位置づけられているのよ。

それぞれの生活介護事業所で取組みが違っているので、提供されるサービスが多岐にわたっていることもあるわ。

生活介護事業所は利用する人の、自立促進や生活面の改善、身体機能の維持向上を目的として、通所によりさまざまなサービスを提供してくれるのよ。

手厚い支援が必要な障がいのある人に対して、社会参加の機会を目的としてもいるので、多くの事業所には送迎のサービスがあります。

生活介護事業所で提供している主なサービス内容は、お風呂やトイレ、食事などの介助、調理、洗濯や掃除などの家事や、その他の日常生活上での介助。

生活改善を目的とする相談やアドバイスや、身体機能や生活向上のために必要な援助も行います。

就労の機会や、創作活動や生産活動の機会の提供もしてくれています。

独自の取り組みをしている事業所も少なくなくて、ヒーリングをやっていたり、[地域](#)に出て清掃などの活動をしている所もあるようね。

描いた絵や詩などの作品を販売している事業所もあって、創作活動でもあり生産活動でもある取り組みをされているところも多いようよ。

生産活動では、出来高払いなどによって、[工賃を支払っている事業所](#)も少なくないのよ。

通所する仲間や職員と一緒に、泊りがけの旅行などのさまざまなレクリエーションを行っている事業所も多いの。

いろいろなことに挑戦してみたり、たくさんの人と交流することによって、利用する人の自信となり、より豊かなよりよい人生を送れるように、と取り組みをしている所が多いようよ。

家族さんにとっても、[レスパイトケア](#)としての一面は重要になると思います。

物理的にも精神的にも、適度な距離感が必要になってくるもの。

利用する人も家族さんも、どちらもほっと一息付ける時間でありたいものです。

生活介護というサービスを利用するためには、障害支援区分というものの審査認定が必要になってくるの。

障害支援区分というのは、障がいのある人ひとり一人の障がいの特性や心身の状況によって1～6の段階で表す認定制度になっているものなの。
人によって必要なサービスの度合いが違うため、公平にサービスが利用できるようにするためなのです。

生活介護事業所を利用するには条件があって、障害支援区分3以上(50歳以上の方は障がい支援区分が区分2以上)の方で、常時介護を要する方が対象になるわ。
生活介護と[施設入所のサービス\(施設支援入所\)](#)を組み合わせるなら、障害支援区分が4(50歳以上であれば区分3)以下の方が、[サービス利用計画](#)を作成したうえで、制度の併利用を市町村から認められる必要があるの。

申請の手続きや障害支援区分、サービスの内容などは、介護保険の制度とよく似たものになっているわ。
高齢者福祉との違いは、まずは年齢層の幅が広いことかしら。
青年期や壮年期の利用者も多い、ということが一番の違いかもしれません。

「色々なことに挑戦してみたい!」「社会の一員として生きたい!」など、障がいのある人も、自分の意思で生きかたを選ぶ権利を持っているわ。
生活介護は、自分らしく生きるという「本人にとっての[最善の利益](#)」を実現していくための、[たくさんあるサービス](#)のうちのごく一部、なのですね。

《MENU》

《[グループホームというのは?](#)》

《[就労定着支援って?](#)》

放課後等デイサービス支援事業
Support Project of
Day-service for After-school
At Kyoto

2022-11-28 掲載